

「旭区マスコットキャラクター あさひくん」図形使用取扱要綱

制 定 平成 24 年 2 月 29 日 旭地振第 1738 号（区長決裁）
最近改正 令和元年 10 月 21 日 旭地振第 985 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「旭区マスコットキャラクターあさひくん図形（商標登録証 登録第 5 3 1 5 3 9 9 号他）」（以下「あさひくん」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

（権利）

第 2 条 「あさひくん」に関する一切の権利は、旭区に属する。

（使用目的）

第 3 条 「あさひくん」は、旭区への愛着や親しみを高めるとともに、旭区のイメージを内外に発信するために使用するものとする。

（使用申請）

第 4 条 「あさひくん」を使用するときは、事前に旭区地域振興課長（以下「地域振興課長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- （1） 旭区が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- （2） 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する時。
- （3） その他地域振興課長が認める時。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、地域振興課長へ提出しなければならない。

- （1） 使用状況がわかる完成見本等
- （2） その他地域振興課長が認める書類

（使用承認）

第 5 条 地域振興課長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第 3 条に定める使用目的に合致する場合は、使用承認書（様式第 2 号）を通知するものとする。

（使用を承認しない場合）

第 6 条 「あさひくん」の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- （1） 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- （2） 旭区の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。

- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 「あさひくん」の使用によって誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 「あさひくん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) 「あさひくん」の著しい変形その他使用が適当でないと認めるとき。
- (7) その他承認することが不適当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 「あさひくん」を使用する全ての者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則としてデザインの上または下に「旭区マスコットキャラクター あさひくん」とキャプションを付けること。
 - (2) 「あさひくん」の色は、カラーで使用する場合は、原則として別表に定めるカラー設定を遵守すること。ただし、カラー設定の遵守が困難な場合は、事前に旭区地域振興課（以下「地域振興課」という。）と協議し、承諾を得ること。
 - (3) 「あさひくん」のデザインの遵守及び無断で他の図形等と重ねて使用しないこと。他の図形等と重ねて使用する場合は、事前に地域振興課と協議し、承諾を得ること。
 - (4) この要綱又は「あさひくん」の使用に関して必要な事項等を地域振興課が変更した場合は、変更後の規定内容等に従うこと。
- 2 第5条による使用承認を受けた者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も遵守しなければならない。
- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
 - (2) 承認にかかわる物品等の完成品を地域振興課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。

(使用料)

第8条 「あさひくん」の使用料は、原則として無料とする。ただし、旭区において有料とすることが適当と認めた場合はこのかぎりでない。

(使用内容の変更)

第9条 使用者は、申請内容を追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更申請書（様式第3号）を地域振興課長へ提出し、承認を受けなければならない。

- 2 地域振興課長は、前項に規定する使用変更の申請があった場合には、その内容を確認し、適当と認めるときは、使用変更承認書（様式第4号）を使用者へ通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第10条 地域振興課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認（第9条による使用内容の変更があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を

取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条又は第9条による使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
- (4) その他「あさひくん」の使用継続が不相当であると認められるとき。

- 2 地域振興課長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消書（様式第5号）を使用者へ通知するものとする。
- 3 旭区は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 地域振興課長は、使用者に「あさひくん」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占制等）

第11条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「あさひくん」を使用する権利を付与するものではない。

- 2 使用承認は、商品、使用者等について旭区の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 旭区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 旭区は、「あさひくん」を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、「あさひくん」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、「あさひくん」の使用に際して故意又は過失により旭区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を旭区に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条 地域振興課は、広く利用促進を図る視点から「あさひくん」の使用承認の状況等について公開することができる。

（管理）

第15条 「あさひくん」の使用管理及びこの要綱に関する事務等については、地域振興課が所管する。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、「あさひくん」の使用に関し必要な事項は、別

に地域振興課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
(旭区マスコットキャラクター「あさひくん」使用基準の廃止)
- 2 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」使用基準(平成 21 年 3 月旭地振第 1803 号)は、平成 24 年 2 月 29 日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 様式については、平成 27 年 3 月 31 日まで、旧様式を認めることとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。